

長崎県と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書

長崎県（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、地域の活性化及び県民サービスの向上に資するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図り、双方が有する資源を活用した協働による活動を推進することにより、地域の活性化及び県民サービスの向上等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について取り組むものとする。

- （1）移住促進に関すること
- （2）地域経済活性化に関すること
- （3）結婚・子育て支援に関すること
- （4）健康増進に関すること
- （5）その他、地域社会の活性化及び県民サービス向上に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる連携事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報を、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合にはこの限りでない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の書面による申し出がなければ、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協定の解約）

第6条 甲又は乙のいずれかが、前条の有効期間に関わらず本協定の解約を申し出る場合は、解約予定日の1か月前までに、書面により相手方に通知することにより本協定を解約できるものとする。

（疑義等の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年2月12日

甲 長崎県長崎市尾上町3番1号

長崎県知事

中村浩道

乙 熊本県熊本市中央区城東町1番1号

日本郵便株式会社
執行役員 九州支社長

出西信治